

# 女川原子力発電所2号炉 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について

---

平成30年3月22日  
東北電力株式会社

# 目次

---

1. 基本方針
  - 1.1 要求事項の整理
  - 1.2 適合のための基本方針
    - 1.2.1 人の不法な侵入の防止に関する適合性
    - 1.2.2 不正な持ち込み防止に関する適合性
    - 1.2.3 不正アクセス行為防止に関する適合性(追加要求事項)
2. 追加要求事項に対する適合方針
  - 2.1 不正アクセスを防ぐための物理的対策
  - 2.2 不正アクセスを防ぐための人的対策
  - 2.3 不審者の侵入防止に係る物理的対策
  - 2.4 不審者の侵入防止に係る人的対策
    - 2.4.1 区域設定
    - 2.4.2 出入管理
    - 2.4.3 警備員による監視及び巡視
    - 2.4.4 物品の持込み点検
    - 2.4.5 組織体制

# 1. 基本方針

## 1.1 要求事項の整理

設置許可基準規則 第7条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)	技術基準規則 第9条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)
<p>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号において同じ。)を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。以下第三十五条第五号において同じ。)を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p>

## 1.2 適合のための基本方針(1/2)

### 1.2.1 人の不法な侵入の防止に関する適合性

- 発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するため、特定核燃料物質の防護として、屋内設置設備に対しては鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁(防護区域)を設置、屋外設置設備に対しては柵等の障壁(周辺防護区域及び立入制限区域)を設置することによって区画し、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。
- 探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、不法侵入等の発生時に迅速な対応が図られるよう関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。
- 防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。

### 1.2.2 不正な持ち込み防止に関する適合性

- 発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持ち込み(郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持ち込みを含む)を防止するため、持ち込み点検を行うことができる設計とする。

## 1.2 適合のための基本方針(2/2)

### 1.2.3 不正アクセス行為防止に関する適合性(追加要求事項)

不正アクセス行為の防止のため、上記、1.2.1及び1.2.2に加え以下の対策を実施する。

- 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するため、発電用原子炉施設の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。
- 不正アクセス行為を防止する人的対策として、電気通信回線のアクセス遮断措置や不審者の侵入防止及び出入管理に係る運用、手順を定めており、関係者の教育の実施、点検、補修の実施を行う。また、人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、平常時及び緊急時の警備体制を整備し、関係機関等との通信連絡を行う。

上記、1.2.1から1.2.3の設置許可基準規則第7条に基づく防護措置については、実用炉規則第91条第2項に基づく特定核燃料物質の防護措置(サイバーテロ対策を含む)により包括的に実施することとする。

## 2. 追加要求事項に対する適合方針

### 2.1 不正アクセスを防ぐための物理的対策

- 不正アクセス行為に対しては、発電用原子炉施設の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する措置を講じている。



枠囲みの内容は核物質防護に係わる情報のため、公開できません。

## 2.2 不正アクセスを防ぐための人的対策

---

- 電気通信回線のアクセス遮断措置に係る運用, 手順を定め, 関係者を対象とした教育を実施している。
- 電気通信回線のアクセス遮断措置(防護装置)の点検及び必要時の補修を実施している。
- 不正アクセス行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え, 平常時の警備体制及び緊急時の組織体制を整備している。

## 2.3 不審者の侵入防止に係る物理的対策

不審者の侵入防止に係る物理的対策については、電気通信回線のアクセス遮断措置(防護装置)に対する脆弱化(ウィルス感染等)を目的とした不正な侵入及び持込みを防止するため、以下の対策を実施している。

- 防護区域については、鉄筋コンクリート造りその他の堅固な障壁により、容易に人が侵入することを防止している。
- 周辺防護区域及び立入制限区域については、柵等の障壁により、容易に人が侵入することを防止している。





## 2.4 不審者の侵入防止に係る人的対策(1/4)

---

### 2.4.1 区域設定

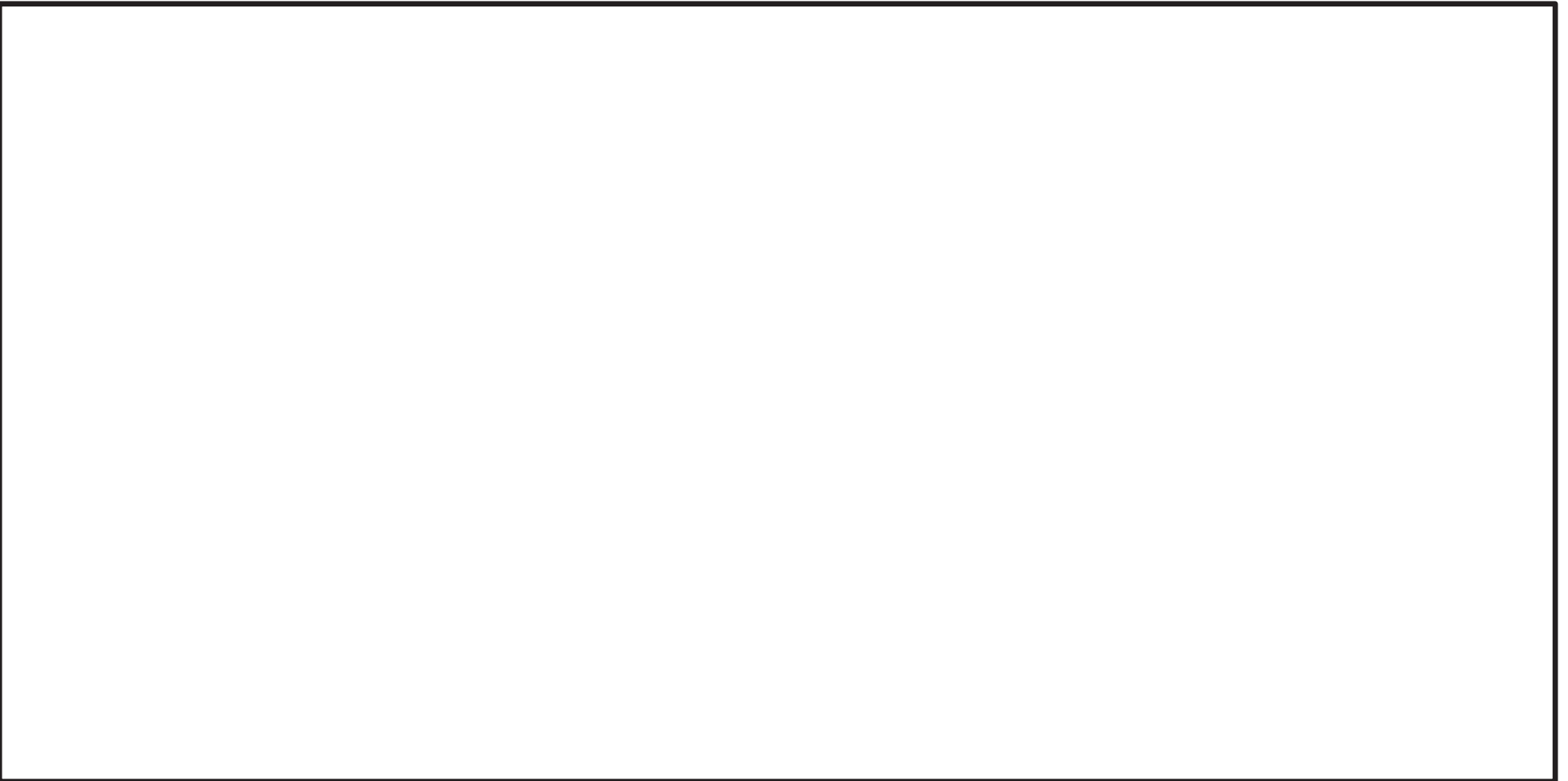
- 特定核燃料物質を保管する建屋を防護区域, その外周に周辺防護区域, さらにその外周に立入制限区域を設定している。

## 2.4 不審者の侵入防止に係る人的対策(2/4)

---

### 2.4.2 出入管理

出入管理に係る運用, 手順を定め, 関係者の教育の実施, 点検, 補修を実施している。



枠囲みの内容は核物質防護に係わる情報のため, 公開できません。

2.4.2 出入管理

## 2.4 不審者の侵入防止に係る人的対策(3/4)

### 2.4.3 警備員による監視及び巡視

不審者の侵入行為等を防止するため、警備員による監視及び巡視を実施している。



## 2.4 不審者の侵入防止に係る人的対策(4/4)

### 2.4.4 物品の持込み点検

- 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。)が行われないように持込み点検を行っている。



### 2.4.5 組織体制

- 人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、不正アクセス行為防止と同様に平常時の警備体制及び緊急時の組織体制を整備している。